

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 30 日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第15号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成15年香川県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定給食施設の届出) 第2条 略</p>	<p>(特定給食施設の届出) 第2条 略</p> <p><u>(特別用途表示の許可の申請書)</u> <u>第3条 法第26条第2項の規定による申請書の提出は、その営業所の所在地を所管する保健所長を経由して行うものとし、その提出部数は、正本及び副本各1通とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和元年9月7日から施行する。